

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（○○）第●●号 相続税更正の請求が理由がない旨の通知  
処分取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成22年12月24日不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成21年10月8日判決、本資料25  
9号-176・順号11289）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成22年2月10日判決、本資料26  
0号-21・順号11377）

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

### 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められな  
い。

平成22年12月24日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹内 行夫

裁判官 古田 佑紀

裁判官 須藤 正彦

裁判官 千葉 勝美

## 当事者目録

### 選定当事者

申立人	甲
選定者	甲
選定者	乙
相手方	国
同代表者法務大臣	仙谷 由人
同指定代理人	井越 満